

こんな時に!!

シルバーという手があります!

\軽易な作業/

データの
入力作業を
急ぎたい!!

\メージアップ/

電話対応などを
丁寧に!!

\短時間/

朝の1時間や
夕方の30分だけ
手伝ってほしい!

\忙しいタイミング/

業務が集中する
忙しい時期に
手伝ってほしい!

現役世代を力強く支えます!!

POINT
01

生き活きと



健康のため、自己実現のため、
地域社会へ貢献するなど目的は
それですら、仕事に取り組む姿勢は
現役世代さながらです。

POINT
02

柔軟に



忙しい時だけ、朝だけ、この日だけなど
短時間、臨時の業務が得意です。
フルタイムの要望に対しては、2~3人での
ローテーション対応などを提案させていただく
場合もあり、多様なニーズにお応えします。

POINT
03

豊富な経験で



培ってきた知識、経験はいろんな
場面でお役に立てるでしょう。
組織の一員として、チームワークを
大切にします。

シルバー人材センターとは?

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを支援しています。原則として市(区)町村単位に置かれており、おもに都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

静岡県シルバー人材センター連合会は県内34のシルバー人材センターを構成員とし、その事業活動を支える団体です。

\シルバーではこんな人たちが働いています!! /

おおむね
60歳以上心身ともに
健康な方働く意欲の
ある方理念に賛同
された方
(理念:自主・自立
・共働・共助)

定年後の働き方の選択肢の一つとして、シルバー人材センターがあり、事務系職種の拡大、女性会員の増加などイメージも変わりつつあります。

こんな仕事を依頼できます!

女性会員
活躍中!

各事業所での仕事



\たとえば…/

- 一般事務(受付・経理・文書作成・整理)
- パソコン入力 ●倉庫管理(入庫・出庫)
- 梱包・包装・配達 ●工場内外の清掃・片付け
- 製品検査 ●資源のリサイクル分別
- 値札付け
- 買い物カートの整理

など!

専門技術を必要とする仕事



\たとえば…/

- 補講(課外)教室の講師
- 家庭教師 ●観光ガイド
- 書道・着付け・英会話・パソコン教室などの講師
- 毛筆・硬筆での宛名書き・賞状書き

など!

福祉や家事援助の仕事



\たとえば…/

- 家事(清掃・洗濯・買い物・食事など)
- 子育て支援サービス(乳幼児・児童の一時預かりなど)
- 福祉(外出の介助・病院への付き添いお話し相手など)
- 冠婚葬祭サービス

など!

外廻り、営業補助的な仕事



\たとえば…/

- 広報誌等の配布
- 販売・店番
- チラシ配り
- 検針(水道・ガス・電気)

など!

管理的な仕事

\たとえば…/

- 公民館・体育館・図書館・グラウンド管理
- 駐車場・駐輪場の管理
- マンション管理
- イベント等の臨時駐車場の整理

など!

技能を必要とする仕事

\たとえば…/

- 植木の剪定・庭園管理
- 板金・塗装
- 刃物(包丁・ハサミ等)研ぎ
- 障子・襖・網戸貼り
- 家具・建具修理
- 和洋裁(リフォーム)

など!

屋内外の軽作業的な仕事

\たとえば…/

- 家庭・事業所の植木の手入れ
- 家庭・事業所の除草・草刈り
- 屋内外の清掃
- お墓のお掃除

など!

⚠️ お引き受けできない仕事(高齢法等に基づく)

危険・有害な仕事

- 足場板等の設置高さが2メートル以上の高所作業を含む仕事
- クレーン・プレス機械等の重量機器の操作する仕事
- 有害物質を取り扱う作業を含む仕事
- 重大な災害に結び付く恐れのある作業を含む仕事
- その他高齢者にふさわしくないと思われる危険、有害な作業を含む仕事

適正でない仕事

- 1人で長時間継続する仕事
- 高齢者にふさわしくない、適正でないと思われる仕事

他の法律で規制されている仕事

- 警備業法・道路運送法・郵便法・古物営業法等に抵触する業務を含む仕事

- その他、反社会的な作業を含む仕事



ご相談など…

公益社団法人

静岡県シルバー人材センター連合会 TEL.054-254-7240

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館4F FAX:054-205-4540

電話0538-37-0055

詳しくはホームページをご覧ください。

静岡県シルバー

検索

<http://www.shizuoka-ksjc.ne.jp/>

QRは
コチラから



シルバー人材センターには、60歳以上の豊かな知識や経験を持った高年齢者が、会員として登録しています。
(派遣労働者として就業する会員を派遣会員と表記します。)

1 シルバー派遣のメリット

- 人生経験の豊富な人材が即戦力となります。
- 契約の範囲内で、派遣会員に直接指揮命令することができます。
- 社会保険料等の入件費に係る費用を削減できます。
- イベントなどの1日単位、または、短時間での契約が可能です。
- 派遣の期間制限(3年)がありません。

※派遣法の一部が60歳以上の高年齢者について除外されています。

2 シルバー人材センターの業務取扱範囲について

シルバー人材センターの業務取扱範囲は以下のとおりです。月10日程度(臨時的・短期的)又は週20時時間未満(軽易な業務)となります。

	臨時的・短期的		または	軽易な業務	
	日数制約	時間制約		日数制約	時間制約
派遣	月10日程度	労基法等に基づく		日数制約なし (労基法等適用)	週20時間未満
(参考)					
請負	月10日程度	制約なし (高年齢者の就業にふさわしいもの)		日数制約なし	週20時間以下

3 同一労働同一賃金への対応について

この制度は、労働者派遣においても同一の労働に対して同一の賃金が支払われることを目的としています。これにより、労働者の賃金に公平性が確保され、労働環境の改善が期待されています。

シルバー人材センターは、「派遣先均等・均衡方式」により対応します。

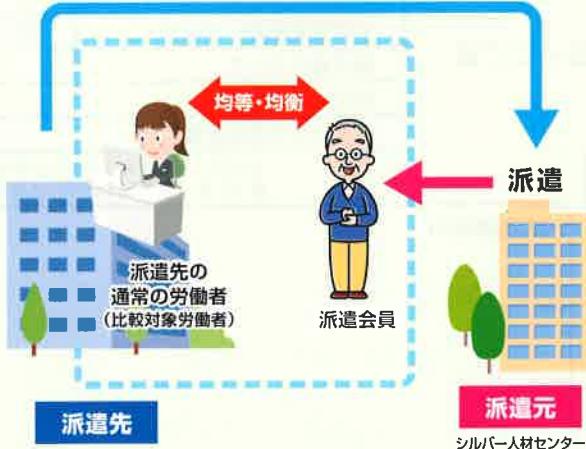
この方式は、厚生労働省の指定している条件に合致する派遣先(企業等)の労働者の待遇情報を提供していただき、この情報を基に派遣元(シルバー人材センター)で派遣料金や便宜供与などについて、均等・均衡を検討のうえ派遣先に交渉し、労働者派遣契約を締結する方式です。

なお、待遇情報を提供していただく派遣先の労働者を「比較対象労働者」といいます。

派遣先均等・均衡方式

派遣先の通常の労働者(比較対象労働者)
との均等・均衡により派遣会員の待遇を決定

比較対象労働者の待遇情報を
提供していただく必要があります
(労働者派遣契約には情報提供が必須となります)



比較対象労働者(次の①→⑥の優先順位により選出)

※「通常の労働者」とは、正社員、正職員、プロパーを指します。(無期、フルタイム)

- 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が会員(派遣労働者)と同一であると見込まれる通常の労働者
- 職務の内容が会員(派遣労働者)と同一であると見込まれる通常の労働者
- 業務の内容又は責任の程度のいずれかが会員(派遣労働者)と同一であると見込まれる通常の労働者
- 職務の内容及び配置の変更の範囲が会員(派遣労働者)と同一であると見込まれる通常の労働者
- ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者
※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。
- 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者(仮想の通常の労働者)
※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。

4 派遣料金の体系について

請求額の基本構成



派遣料金とは

派遣会員の時給に派遣手数料 20% を加算した、時間当たりの単価をいいます。

※派遣料金を決めるうえで、会員賃金に派遣手数料率をかける体系となっているため、特に会員賃金が最低賃金未満となった場合は、値上げについて交渉させていただきます。

※交通費については、派遣手数料、消費税は加算しません。

※諸手当については、消費税は加算されますが、派遣手数料についてはご相談ください。

派遣手数料 20%の考え方

会員の就業 1日 4 時間で 10 日 時給 1,200 円
交通費 月 10,000 円、食事手当 月 3,000 円の場合

$$4 \text{ 時間} \times 10 \text{ 日} \times \text{時給 } 1,200 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$$

$$48,000 \text{ 円} \times 20\% = \text{派遣手数料 } 9,600 \text{ 円}$$

(交通費、諸手当は計算対象外)

5 業務拡大(要件緩和)による就業について

これは、主には人手不足分野において、県知事が指定した業種、職種では、最大で週40時間まで就業ができるとするものです。業務拡大による派遣契約の派遣手数料は、週29時間までは、20%、週30時間から40時間は45%となります。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条1項に基づく業務拡大に係る要件緩和を適用する。

知事指定 平成30年7月1日静岡県告示第489号

業種	職種
56 各種商品小売業	C-27 生産関連事務の職業
58 飲食料品小売業	D-32 商品販売の職業
60 その他の小売業	E-41 居住施設・ビル等の管理の職業
81 学校教育	H-54 製品販売・加工処理の職業
85 社会保険・社会福祉・介護事業	K-76 清掃の職業
	K-77 包装の職業
	K-78 その他の清掃・運搬・包装等の職業
	B-16 社会福祉の専門的職業
	E-35 家庭生活支援サービスの職業
	E-36 介護サービスの職業
	E-42 その他のサービスの職業
	I-66 自動車運転の職業
	K-76 清掃の職業

6 派遣法上での派遣禁止業務

1. 港湾運送業務
2. 建設業務
3. 警備業務
4. 病院等における医療関係の業務
5. 弁護士、税理士等の士業(一部を除く)

シルバー人材センターでの禁止業務

1. 危険・有害な仕事(クレーン、プレスなど)
2. 適正でない作業(長時間作業など)
3. 他の法律で規制されている業務(道路運送法など)
4. 反社会的な作業
5. 高年齢者にふさわしくない業務

7 勤務実績通知書(勤務月報)の締日について

●原則として、毎月末日を締日として、翌月25日に派遣会員に賃金を支給します。

(例 4月30日締め、5月25日に賃金の支給)

●派遣先については、翌月20日までに当連合会へのお支払いにご協力をいただいています。

派遣元事業主

公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-1静岡県勤労者総合会館4階

TEL:054-254-7240 FAX:054-205-4540

URL: http://www.shizuoka-ksjc.ne.jp

●お問い合わせ

「シルバー派遣」または「請負・委任」に関するお問合せは、貴事業所のある市町に設置された右記事務所まで、ご連絡ください。

契約後のご連絡先(最下段の連絡先をご参照ください。)

項目	センター	連合会
派遣契約について	○	
派遣労働者について	○	
勤務実績通知書について	○	
交通費変更等について	○	
請求書について		○
支払について		○
会員の年次有給休暇について		○

センター：各市町シルバー人材センター

連合会：静岡県シルバー人材センター連合会

実施事務所

磐田市シルバー人材センター

電話 0538-37-0055

FAX 0538-37-1513